

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H06878

研究課題名(和文)16・17世紀における近世法形成の動態分析

研究課題名(英文)Dynamic analysis of the early modern times law formation in 16-17 centuries

研究代表者

谷 徹也(TANI, TETSUYA)

京都大学・文学研究科・助教

研究者番号：10781940

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、主に17世紀における領主と村・町の関係性を、訴訟や法令に関する史料から迫ることを目的とした。研究の結果、近世領主が制定した公儀領主法には、(1)武士を対象とした家中統制法、(2)宗教者を対象とした寺社統制法、(3)町人を対象とした都市統治法、(4)百姓を対象とした村落統治法に分類することができ、その特徴としては(a)領域全体に平準化して公布・適用されるという均質性、(b)一時的ではなく、先例として継承されるという持続性、(c)数ヶ条から成り、原則を有するという体系性、(d)中央と地方における相互補完関係による重層性を見出すことができた。

研究成果の概要(英文)：In this study, it was intended to press it for the relationship of a feudal lord and a village, the town in the 17th century from the historical materials about suit and laws and ordinances mainly. I could classify it in the control method, the Buddhist temple and Shinto shrine control method for people of (2) religion, the city governance for (3) merchants, the village governance for (4) farmers among the houses for (1) samurais, and the homogeneity that I equalized it in the whole domain when I was characterized (a) and was applied the promulgation to was not temporary (b), and, as a result of study, it was from several the durability succeeded to as a precedent for the official affairs feudal lord method whom a feudal lord established in the early modern times (c), and system characteristics to have a principle were able to find multilayer characteristics by the mutual complementary relationships in the center and the district (d).

研究分野：日本史

キーワード：近世法 中近世移行期 豊臣政権 日本近世史 法制史 政治史 公儀領主法 文書機能論

1. 研究開始当初の背景

日本近世における権力と民衆の関係を考える際、重要な鍵の一つに法が挙げられる。というのも、江戸時代は、文書行政が高度に発達し、法度や掟が人々の生活を規定する社会であったとされているからである(藤井讓治『江戸時代のお触れ』山川出版社、2013年などを参照)。

これまでの多くの研究成果がそのことを示しているが、いまだ数多くの問題も残されている。その一例として挙げられるのが、幕府や藩において法制史料が整備された18世紀初頭(元禄 享保期)以降に研究が集中している点である。法によって運営されるような社会の源流は、果たしてどこに見いだせ、どのような経過でそのような形をとるにいたったのか。時々の時代背景・社会的要請や紆余曲折を考慮にいれながらこの点を解明するため、本研究では17世紀以前に焦点を絞り、近世法の形成過程を対象とすることとした。

2. 研究の目的

本研究では、法を主要な考察対象とし、近世法の形成過程を解明することを目的とした。具体的には、中世後期～近世前期(およそ16・17世紀に該当する)を範囲として、領主の公布した法(定)や民衆の制定した法(掟)を収集し、その表現内容や射程・対象をできる限り動的に分析することを目指した。

分析にあたっては、次の三点に注意することとした。

理念と実態の相違、目標と効果の差異への留意

第一に、法は規範をそのままの形で表現したものとは限らないため、当時の政治思想・民衆思想や社会状況をも加味して評価する必要がある。特に、領主の出した法が掲げる理念や名目は概して誇張された極めて大きなものであるが、それが社会にダイレクトに貫徹したとは到底考えられない。それらは、そのままの形で遵守することを求めたものではなく、むしろ一定のルールさえ守っていればその他は許容することを目指したものであることが多いと考えられる。よって、多くの法を比較検討してその対象や効力を考察することで、権力が実際に狙った法の効力を炙り出すことを目指した。なお、この点については、森山恒雄「掟・規則・令」(『日本史古文書学講座』第6巻、近世編、雄山閣出版、1979年)などを参照のこと。

法形成の背景と法の相互作用の解明

第二に、近世法同士の関係性や、どのように法が共有されるのかに注目する必

要がある。特に領主層では、転封などによる地縁や分家などによる血縁関係を通じた継承関係や、首都を通じた情報の循環などが想定される。また、領主法と民衆法の間でも相互の影響を想定することも可能であろう。法の内容だけでなく、表現方法(文言やどの場面で公布するのかなど)をもトータルで捉えることを通じた、生きた法分析(動態的法分析)を心掛けた。この点については、横田冬彦「近世村落における法と掟」(『文化学年報』5、1986年)、同著『日本の歴史 第16巻 天下泰平』講談社、2002年などを参照した。

現実の場面における法の機能と影響の抽出

第三に、法は必ずしもそのままの形で運用されたのではなく、実生活での適用に際しては、何らかの改変を経ていたと考えられる(その点については拙稿「朝鮮出兵時の国内政策 次舟・人留・人掃」『ヒストリア』251号、2015年、「豊臣政権の「喧嘩停止」と畿内・近国社会」『歴史学研究』942号、2016年において既に示唆している)。本研究では、民衆の側で法がどのように受け止められ、また法にどのような新しい意味が付与されたのかを重視し、法の影響についても考察の対象とした。

3. 研究の方法

(1) 近世法の包括的理解

近世法(近世領主法)の特徴の一つとして、長文で複数の箇条書きから成り、体系的な内容を有することが挙げられる。それらは「掟」「定」「条々」などから始まり、一つ書きで具体的な内容が示されるのが一般的である。従来の研究では、様々な法に見える箇条書きの項目の一部を抜き出して、同様の項目同士を並べることで権力の政策意図や民衆の存在形態、権力と民衆の関係を論じてきた。例えば、安良城盛昭氏の太閤検地封建革命説・小農自立論(同著『幕藩体制社会の成立と構造』御茶の水書房、1959年)や朝尾直弘氏の領主・百姓間の契約論(同著『將軍権力の創出』岩波書店、1994年)などがその例として挙げられよう。

しかし、このような手法は、項目の類似面のみを取り上げるために静態的な分析に陥りがちであり、一面的な評価しかできない点に問題を残していると考えられよう。なぜならば、とある項目を取り上げる場合には、それが何箇条目にあり、全体の中でどのような位置にあるのか、他に関連する項目や法令はあるのか、箇条書き全体はどのような目的や背景を有した法として掲げられたのか、に関する考察が不十分な状態であったと考えられるためである。よって、本研究では、法そ

のものの形成過程や社会的影響を動的に把握することを通じて、社会の変動を読み取ることを目指した。

(2) 具体的手法

具体的には、これまで刊行されている史料集や自治体史などから関係史料をピックアップしながら、各地の博物館・資料館・図書館等に赴いて未刊行史料の写真やコピーなどを収集し、翻刻と分析を行なった。

主な調査文献は、『大日本史料』・『大日本古文書』・『大日本近世史料』・『戦国遺文』・奥野高広編『増訂織田信長文書の研究』・中村孝也編『徳川家康文書の研究』・徳川義宣編『新修徳川家康文書の研究』・『豊臣秀吉文書集』・宮川満『太閤検地論』基本史料とその解説・『江戸幕府日記』・『徳川実紀』・『御触書寛保集成』・佐藤進一・百瀬今朝雄・池内義資編『中世法制史料集』・藩法研究会編『藩法集』・石井良助編『近世法制史料叢書』・青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』・近世村落研究会編『近世村落自治史料集』・児玉幸多・川村優・大石慎三郎編『近世農政史料集』・布川清司編『近世日本民衆思想史料集』・京都町触研究会編『京都町触集成』・江戸町触研究会編『江戸町触集成』・『大航海時代叢書』・『十六・七世紀イエズス会日本報告集』・『近世庶民生活史料』・『日本庶民生活史料集成』・『日本随筆大成』など、及び各種の都道府県・市町村の自治体史、当該時期の日記・古記録類である。

また、主な調査機関は、東京都立中央図書館・東京大学史料編纂所・国立国会図書館・国立公文書館・宮内庁書陵部・徳川林政史研究所・大東急記念文庫・滋賀県立図書館・福井県立文書館・京都大学附属図書館・京都大学総合博物館・京都大学古文書室・京都府立歴史館・京都市歴史資料館・大山崎町歴史資料館・大阪府立中之島図書館・大阪歴史博物館・山口県立文書館・九州国立博物館などに及んだ。

全国的な規模に及ぶ作業のため、本研究課題の遂行期間のうち全てを終えることはできなかったが、特に畿内・近国(近畿地方)に関する史料については、一定の蓄積を得ることができたと考えている。全体像を俯瞰するためには、このような史料収集を今後も続けていくことが必要であろう。

畿内・近国は室町幕府以来、織田・豊臣政権においても政治の中心であった。また、早くから豊かな経済力に支えられて村落の自治が発達していた。すなわち、領主・領民双方の法の先進地域でもあったと考えられる。そうした畿内の領主法には、当該期の社会状況や民衆の要請を反映したものが多く、全国の領主法のベースとなる要素も見いだせることが期待できよう。

(3) 史料収集後の作業・データ化・考察

(2)の作業を行ったうえで、収集した史

料の全文を文字テキスト化し、発給年次を一点一点比定していった。さらに、発給者や受給者、対象者、及び伝存主体、内容、箇条数についての一覧表(エクセルシート)を作成した。

そして、それらの相互関係や時期による変遷、傾向について考察し、近世法が次第に体系化していく様子を読み取ることに成功した。時代が下るにつれて事例検出が多くなる一方で、地域ごとの特色や語彙にもばらつきがみられるようになり、一般的傾向が掴みづらくなった点には留意する必要があるだろう。なお、サンプル数が多ければ多いほど実証性を増すため、こうした作業は、今後も時期や対象地域を広げながら継続して行っていく必要がある。

4. 研究成果

(1) 近世法の類型

本研究の結果、近世領主(幕藩領主)が制定した法には一定の類似性が認められることが確認されたため、それらを「公儀領主法」と呼称することとした。ここで「公儀」の用語を用いたのは、近年の「公儀」論が武家中心の国家編成に限定される方向で議論されてきたことに対し、村落や都市も含んだ全社会的な「公儀」がこの時期に形成されることを再度確認するためでもある。

こうした「公儀領主法」は武士を対象とした「家中統制法」、宗教者を対象とした「寺社統制法」、町人を対象とした「都市統治法」、百姓を対象とした「村落統治法」に分類することができる。そして、その特徴としては領域全体に平準化して公布・適用されるという均質性、一時的ではなく、先例として継承されるという持続性、数箇条から成り、原則を有するという体系性、中央と地方における相互補完関係による重層性を見出すことができた。

これらのうち、本研究では、とりわけ権力と民衆との関係を解明することを目録年、「村落統治法」と「都市統治法」を研究課題の中心に据え、以下の(2)(3)の成果に発展させた。

(2) 村落統治法の時期的変遷

上記のような分析を踏まえたうえで、これまでの先行研究の成果を踏まえながら、近世法の形成過程について考察した。その結果、以下のような見通しを得た。

権力の村落に対する法(「村落統治法」)は、戦国期(天文年間、1540年代)に直接対応の萌芽が見られたが、まだ個別対応に留まっていた。ついで、織豊期(天正年間、1580年代)に近世法の形式が整い、ここに「公儀領主法」が成立する。その後、慶長期(1600年代)における現実路線への修正を経て、寛永期(1630年代)に法が全国的展開を遂げることとなった。

上記の内容は日本史研究会大会近世史部会において報告を行なった後、「近世的領主・領民関係の構築過程」(『日本史研究』655、2017年)としてまとめた。また、それと関連する形で、近江や石田三成領国での法・村落統治については、「石田三成論」(谷徹也編『石田三成』戎光祥出版、2018年)にもその成果の一部を盛り込んだ。なお、同書では、本研究の過程で副次的に収集することができた石田三成の発給文書を目録化して一覧として公開し、広く文書情報を共有するための基盤を作った(谷徹也編「石田三成発給文書目録稿」)。

ただし、課題としては、寛永期以降の法の変遷については検討が不十分であった点、さらには、法の概念・用語規定に関して細部を詰め切れなかった点が挙げられる。今後、更なる史料や文献の収集を積み重ね、こうした不備を修正することで、研究を進展させていきたい。

(3) 都市統治法の特質

また、同時並行で都市に関する法令(「都市統治法」)に関しても、考察を進めた。「都市統治法」については、特に大都市を中心に文書の蓄積があることと、時間的な制約から、主に豊臣期の京都・大坂・伏見に係る文書を対象を絞って、分析を加えた。

その結果、京都については、これまで指摘されてきた所司代の玄以(前田玄以)だけでなく、多様な主体(奉行や直臣層)が行政に携わっていることが検出できた。そして、豊臣秀吉自身も、京都と大坂・伏見を頻りに往来しながら政務を行い、豊臣政権の法令なども秀吉の居所に従って出されていたことが解明できた。

また、他都市と比較すると、その時々政権の置かれている立場や状況によって、政治や経済・軍事といった役割が京都・伏見・大坂に分担され、分裂・統廃合を繰り返していたことが判明した。

そうした成果の一部を「豊臣期首都論」として、大阪市立大学公開講座シンポジウム「秀吉の三都」において公表し、豊臣期の三都の位置づけと、江戸時代を含めた見通しを述べた。また、論文として2018年度中にも公表することができる目途が立っている(掲載号は未定)。

ただし、課題もなお残っている。まずは、後の町触などに繋がる行政文書の系譜を解明する必要が浮かび上がった点である。今後は17世紀前半の所司代や町奉行の関係文書を収集していきたい。また、(2)と(3)を統合する視点、すなわち町と村との関係性についても今後の課題に挙げておきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)
谷徹也、近世的領主・領民関係の構築過程、日本史研究、査読有、655号、2017、59-83

〔学会発表〕(計 1 件)
谷徹也、豊臣期首都論、大阪市立大学 公開講座 シンポジウム「秀吉の三都」、2018

〔図書〕(計 1 件)
谷徹也編、戎光祥出版、石田三成、2018

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)
なし

取得状況(計 0 件)
なし

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

谷 徹也 (TANI Tetsuya)
京都大学大学院・文学研究科・助教
研究者番号：10781940

(2) 研究分担者
なし

(3) 連携研究者
なし

(4) 研究協力者
なし